## 山田運動広場の管理及び利用状況

山田運動広場の管理及び利用状況	対象	対象受検機関:日本万国博覧会記念公園事務所	
事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)	
1 山田運動広場の管理・利用の経緯 平成26年4月1日、独立行政法人日本万国博覧会配念機構(以下「機構」という。)事業が 永継され、機構が保有する資産についても承継計画書に基づき機構から所に承継され 、機構が保有する資産についても承継計画書に基づき機構から所に承継され でいる。 当該承継資産の中に、山田運動広場(吹田市山田東4丁目、約1,500㎡、テニスコート2面)があり、機構保有時から契約締結がないまま地元自治会による管理・無償で の利用が継続している。 山田運動広場は、日本万国博覧会開催のために府が行った用地買収の買取価格を不 服とする地主による訴訟において、昭和57年に府の敗訴が確定したことを受けて、地 元自治会から府との合意により用地買収に応じた事を理由として要望が出され、機構 (当時は日本万国博覧会配念協会)用地に整備されたものであり、昭和62年から地元 自治会が管理・利用を開始したものである。 なお、府民文化部では平成26年以降、適正な財産管理に向け、地元自治会との協議を進めている。  2 地元自治会の主張及び要望書 地元自治会の主張及び要望書地元自治会は、日本万国博覧会の土地買収時の差額に代わる補償であるとの考えの もと、昭和59年に自治会長から日本万国博覧会協会理事長あて広場に関する要望書を提出しており、概要は以下のとおりである。 (1) 地域住民の余暇利用と健康増進を図るため、万博協会管理地を運動広場として、地元近隣住民全体の利用の便宜を供与されるよう、整備されたく取り計らい願い たい。 (2) 運動広場の利用に当たっては、次の事項を遵守する。 ア 近隣住民全体の運動広場として利用し、特定の住民のみによる独占的な利用にならないよう住民相互において十分調整を図る。 イ 利用に伴って事故が生じた場合、第三者に迷惑をかけた場合等においては、利用者が責任をもって対応する。 ウ 利用する土地への施設の設置、及び土地の形状変更は行わない。 エ 運動広場として利用するために必要な土地の維持管理は、利用者が行う。 オ 万博館会が業務運営上の必要があって利用の停止、中止その他の指示を行う場合には、これに従う。  3 山田運動広場の現在の利用状況 日本万国博覧会配念公園事務所が地元自治会から聴取している山田運動広場の現在の利用状況に、主に金曜日の午前中はグラウンドゴルフ、土曜日及び日曜日はテニスに使用されており、博覧会当時の用地質収に関係した自治会の作民のみが利用してい	での利用が継続しており、公有財産規則に基づく適正な管理が行われていない。	山田運動広場において、公有財産規則に基づき適正に管理されていない現状が、一刻も早く解消されるよう、過去の経緯も踏まえて、地元自治会と十分協議するとともに、広場の有効活用方法を含め、幅広い観点から検討されたい。	

## 措置の内容

山田運動広場の適正な管理に向けて、平成28年1月以降6回(平成28年1月13日、同年4月26日、同年11月7日、平成29年1月24日、同年2月16日、同年3月24日)、地元自治会と協議を行った結果、広く府民が利用する公の施設として、府が管理していくこととした。これに伴い山田運動広場については、平成29年4月1日より大阪府立万国博覧会記念公園の区域に編入するとともに「小広場」として供用を開始した。また、大阪府日本万国博覧会記念公園条例を改正し平成29年7月1日より、同施設の利用に当たっては、使用料を徴収することとした。今後とも、広く府民に利用いただける施設として、適正に管理していく。

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年1月13日、事務局:平成27年10月28日から同年10月30日まで)